

■平成30年8月22日（水）総務警察委員会県内調査

1 興福寺国宝館（奈良市登大路町48）

【調査目的】「ジャポニスム2018」公式企画仏像展示について

【概要】 ※調査は、館内を巡り、各展示品の前で説明を受ける形で行われ、質疑応答も、説明に応じて個別に行われた。

●興福寺について

- ・檀家寺ではない。国立の施設として創建され、現代はいわゆる「観光寺院」
- ・寺である限り、外国との関わりは絶えないと考えている。
（現代は観光客、創建当時も朝鮮半島、中国、インド等からの渡来僧）
- ・藤原鎌足の妻が夫の病氣平癒を祈願し、現在の京都市山科区に建立した山階寺（やましなでら）が起源で、平城京遷都時の710年、藤原不比等により現在地に移転・創建
- ・興福寺の歴史を一言で集約するなら「火事」で、大火事は6、7回（うち歴史的レベルは南都焼き討ち・江戸中期の大火災の2回）、小さいものは100回以上、焼けては再建の繰り返し（木造のため火が広がりやすく、また、昔はろうそくの消し忘れがあった。）

●国宝館について

- ・基壇しか残っていなかった食堂（じきどう：僧侶が食事をする場所）跡に、昭和34年開館
- ・耐火式鉄筋コンクリート造りだが、外観は奈良時代創建当初の食堂・細殿（食堂の前室的建物）の外観を復元
- ・平成29年1年間の耐震補強工事を経て、平成30年1月1日リニューアルオープン
- ・収蔵庫であるが、通常の美術館・博物館との差異は以下2点
 - ①仏堂でもあり、食堂の本尊であった「国宝木造千手観音菩薩立像」を開眼法要した本尊として館内中央に安置、毎朝お勤めもしている。
 - ②興福寺にとっては仮の安置施設との位置付けであり、全ての伽藍が再建されれば、各々元の安置場所に戻す方針
- ・リニューアルオープン後は、観覧順路を仏堂の参拝順路である時計回りに変更
- ・「鎌倉時代→平安時代→天平時代」と時代を遡る形で展示

●国宝 木造金剛力士立像（「ジャポニスム2018」出展対象）について

- ・鎌倉時代の作品であり、後生の金剛力士像の模範的仏像
- ・作者不詳だが、東大寺南大門の金剛力士像の作者である運慶・快慶と同じ流派（慶派）、運慶の父・康慶の弟子である定慶（じょうけい）作の可能性あり。定慶の作品は興福寺にしかない。
- ・元々、鎌倉再興期の西金堂須弥壇に安置されていたもので、通常金剛力士像が見られる東大寺南大門のような山門ではない。

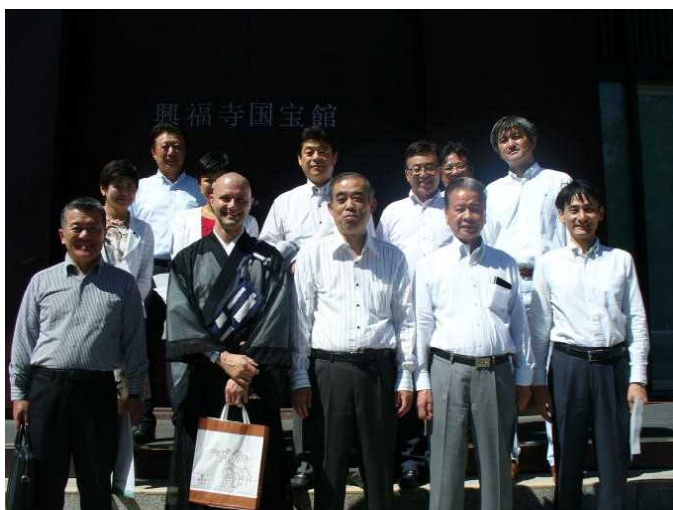
- ・特徴は、血管の位置も含めた肉体や衣についての高い写実性
 - 西洋ルネサンス芸術（レオナルド・ダ・ヴィンチなど）と同様の人体解剖を経たとの学説もあり
- ・金剛力士像は、口を開けた「阿形（あぎょう）」、口を固く結んだ「吽形（うんぎょう）」の2体で一对だが、日本の五十音の模倣元とされるサンスクリット語で「阿」は最初の音、「吽」は最後の音であり、物事の始まりと終わりを表したものとされる。
- ・以下の特徴のある寄木造
 - ①部材入手が容易（大木でなくてよい）
 - ②完成が早い（必須の部材乾燥が短時間で可能、かつ分業が可能）
 - ③軽い（内部が空洞）→火災の際に抱えて逃亡が可能であるため、結果的に長持ち
 - cf. 東大寺の大仏は大きさが故に焼失、再建を経るしかない。
 - ④つなぎ目は脆い →「吽形」の手がつなぎ目で折れている

●「ジャポニスム2018」における仏像展示について（2019年1月23日～3月18日）

- ・展示会場であるパリのギメ東洋美術館は、東洋美術のコレクターであるギメ氏の収蔵施設が東洋美術に特化したフランス国立美術館（ルーヴル美術館も）となったもの
- ・本出展は、ギメ東洋美術館のリクエスト
- ・展示場所は、ギメ氏の書斎を再現した象徴的な部屋である図書室を予定
- ・本展示の意義は、仏像の変遷や東西伝播の様子を、言葉ではなく見ただけで伝えられること。元々、仏教は偶像崇拝を禁止していたが、ヘラクレスなどのギリシャ・ローマ彫刻の影響を受けて、インド、アフガニスタン辺りから仏像が生まれており、ギメ東洋美術館には、アフガニスタン辺りのギリシャ神話と仏教の融合な仏像（ヘラクレスも）があるため、今回出展作と合わせて、仏教の発展型をヨーロッパ人にも示せる。
- ・仏像の東の伝播先である奈良のアピール

●その他、代表的な以下の展示品についても、歴史・工法などの説明を受けた。

- ・龍燈鬼・天燈鬼立像
- ・2つの仏頭（木造仏頭：鎌倉時代、山田寺仏頭：白鳳時代）
- ・乾漆八部衆立像（阿修羅像を含む）



※館内は写真撮影禁止のため、写真はこれだけです。

2 奈良県運転免許センター（橿原市葛本町120-3）

【調査目的】 高齢者運転対策の現状について

【行程】 ①説明、質疑応答

②実際の認知機能検査の様子の見学

③模擬・認知機能検査体験

④模擬・実車講習

※申込みが少ない時間帯に、支障にならないように実施

【説明概要】

●沿革

- ・ 昭和42年5月：運転免許試験場併設の奈良県警察本部交通部交通第二課として発足（後に課名改称）
- ・ 昭和59年8月：運転免許センターの整備

●施設概要

- ・ 敷地面積56,419㎡（東京ドーム1.2個分、サッカーコート8個収容可能）
- ・ 駐車収容台数 四輪327台、二輪140台

●業務の状況

- ・ 担当業務は、奈良県警察組織規則第28条に定められ、大まかには以下の事務
 - 1) 運転免許に関すること全般（試験、更新、取消し等）
 - 2) 運転者に関すること（講習、適性相談、優良者の顕彰等）
 - 3) 指定自動車教習所に関すること
- ・ 来所者数は年間20万人を超え、うち運転免許更新が約15万人、運転免許試験が約4万人
- ・ 運転免許更新は警察署でも可能だが、県内の更新対象者の8割が運転免許センターを利用。要因は、更新後の運転免許証の即日交付が可能なのは運転免許センターのみであること、及び日曜日に手続が可能であること。



●高齢運転者対策の現状

- ・ 奈良県の認知機能検査・高齢者講習の平均待ち期間（平成30年3月末現在）
：合わせて246.5日（認知機能検査131.3日、高齢者講習115.2日）＝約8月
→全国ワースト1であり、新聞報道される。

・待ち期間が発生する要因

〈一般的な要因〉・平成29年以降、団塊の世代が70歳を迎え、受講対象者が急増

- ・道路交通法の改正（平成29年3月12日施行）で高齢者運転対策が強化され、認知機能検査の結果により、高齢者講習の種類が変わることとされたため（記憶力・判断力に心配ない→合理化講習、それ以外→高度化講習）、両者を効率的に実施できなくなったこと

〈奈良県独自の要因〉 高齢者講習を委託できる教習所等の絶対的な不足

（鳥取県に次いで全国2番目に少ない）

	教習所等数	免許人口（約）
奈良県	10所	89万人
滋賀県	17所	96万人
京都府	22所	158万人
大阪府	37所	511万人
兵庫県	56所	347万人
和歌山県	15所	67万人
鳥取県	9所	38万人

●待ち期間解消に向けた現在の取組と成果

- ・認知機能検査： 奈良県公安委員会の人員体制を強化した上で、公安委員会において全件を実施
- ・高齢者講習： 上記のとおり認知機能検査の教習所等への委託を廃止し、併せて講習にかかる委託料を引き上げることにより、教習所等による講習実施枠を拡大。また公安委員会の講習実施枠も拡大
- ・成果 → 下表のとおり、顕著な改善が見られるが、全国平均の88.5日（平成30年3月末現在）にまだ及ばず、約4月はまだまだ改善が必要

	平成30年3月末（上記）	➡	平成30年6月末
認知機能検査	131.3日	➡	25.5日
高齢者講習	115.2日	➡	101.7日
計	246.5日（約8月）	➡	127.2日（約4月）

●今後の対策

- ・高齢化の進展により、待ち期間の更なる深刻化が予想され、特に公安委員会による高齢者講習実施枠の更なる拡大が必要 →そのための施設整備と体制強化を検討中

【質疑応答】

問 今後の対策として検討中の施設整備について、具体的な目途はあるか。また、未利用の学校跡地を講習コースに転用できないものか。

→答 短期的には、できるだけ早く（可能であれば今年度中にも）、現運転免許センターの二輪技能試験コースについて、車幅などを改修して高齢者の実車講習コースに転用。中長期的には、運転免許センター施設の増設が必要であり、学校跡地利用も視野にあり。



実際の認知機能検査の様子の見学

問 今の答えの「二輪技能試験コースの転用」は、完全に転用してしまうわけではなく、二輪用と併存させるということか。それが可能なのは、二輪試験受験者が減ったからか。

→答 二輪用を廃止するわけではなく、あくまで併存。免許センターにおける受験者の減少はその通りだが、二輪試験受験者そのものの減というよりも、教習所で二輪試験を受ける人が増えたから。

問 高齢者講習の1日の受講者数は何人か。

→答 実車講習があり、1台の車に最大3人しか乗れないため、1人の指導員が朝から夕方までフル稼働しても、最大9人しかさばけない。高齢者講習の指導資格のある指導員は現在6人だが、高齢者講習専任ではなく別業務も担当しているため、全員がフル稼働で対応することは不可能。1日にさばける人数を増やすには、指導員を増やすだけでは講習コースが足りないため、併せてコースも増やす必要がある。

問 高齢者講習の指導資格とは何か。

→答 所定の講習を修了した者に与えられる。

問 高齢運転者の事故報道があるが、この運転当事者も高齢者講習を経ているのではないか。

→答 その通り。認知機能検査の結果「第1分類（記憶力・判断力が低くなっている）」とされるのは、受験者全体の3%しかいない。第1類に該当した場合、医師の診断書の取得義務があり、認知症と診断されて初めて免許取消しとなる。



模擬・実車講習

問 認知機能検査で認知症の疑いには至らなくても、運転が危うい高齢者に対しては、講習の際に警告する必要があるのではないかと。どう見ても運転が危うい人が、高齢者講習を経て免許更新が認められたことによって、お墨付きを得たかのように的外れな自信を持つに至っているため、これはいかがなものか。

→**答** 運転免許の更新手続は試験ではないため、落とすための手順はない。

ただ、認知機能検査で第1分類と「第2分類（記憶力・判断力が少し低くなっている）」に該当した場合は、高齢者講習のうち3時間の高度化講習の受講が必要であり、この中では、ドライブレコーダーで撮影した実際に運転している様子を見せて、センターラインはみ出しなど、危ない部分については自覚を促すようにしている。



模擬・認知機能検査体験

